

広島県の県営林

～ご契約者の皆様へ～



ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」

第2号

広島県農林水産局森林保全課

1 第2期県営林中期管理経営計画について

県営林では、第1期県営林中期管理計画の成果や課題の検証結果を踏まえ、平成31年3月に第2期県営林中期管理経営計画（令和元年度から令和5年度まで）を策定し、安定的な木材生産及びコスト削減や有利販売を一層進めることにより、自立した経営が可能となるよう、計画期間を通じて、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益の確保を目指しています。

なお、目標や事業計画においては、平成30年7月の豪雨災害の影響を踏まえて計画しています。

【経営改善目標】

森林整備を通じて森林の持つ公益的機能を維持発揮するとともに、経常利益を確保するため、次の目標を設定しています。

素材生産量の確保	令和元・2年度：45,350 m ³ /年 令和3～5年度：47,600 m ³ /年
事業地の確保 (保育、間伐及び主伐面積)	令和元～5年度：2,790 ha/5年

【年度別事業計画】

県営林のこれまでの施業実績や森林の現況を踏まえ、必要かつ実施可能な施業量を算定し、計画期間の5年間に配分した年度別事業計画は次のとおりです。

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	計
木材 生産	面積 (ha)	340	340	370	370	370	1,790
	材積 (m ³)	45,350	45,350	47,600	47,600	47,600	233,500
保育	面積 (ha)	200	200	200	200	200	1,000
作業道	延長 (m)	55,000	55,000	61,600	61,600	61,600	294,800

【経常利益計画】

年度別収支計画より、木材生産と保育の収支による経常利益は次のとおりです。

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	計
経常利益 (百万円)	11	12	12	13	13	60

2 令和元年度実績

令和元年度においては、第2期県営林中期管理経営計画に基づき、事業地・事業体の確保による計画的な木材生産やコストの削減、有利販売に取り組んだ結果、下表のとおり、目標とする経常利益（⑦全体収支）の黒字化を達成しました。

【収支実績】

木材生産に係る収支実績については、①収入が5億8千万円、②支出が約5億1千万円となり、③収支を約7千万円確保するとともに、計約4千万円の分収金（②支出の内数）を対象事業地のご契約者様にお支払いできる予定です（令和2年度中に支払予定）。

単位：千円

区 分		計 画	実 績	備 考
木材 生産	① 収入	5 3 4, 8 1 2	5 8 1, 1 6 1	利用間伐及び主伐による販売収入 利用間伐に係る国庫補助金等
	② 支出	4 7 2, 8 7 7	5 1 2, 3 3 4	伐採・搬出及び作業道開設経費 木材の運搬・販売経費等 【分収金4千万円を含む】
	③ 収支	6 1, 9 3 5	6 8, 8 2 7	①－②
保 育	④ 収入	2 3, 3 1 6	2 6, 9 3 1	保育に係る国庫補助金等
	⑤ 支出	7 4, 3 6 7	6 6, 7 7 5	保育，県営林の管理に要する経費 等
	⑥ 収支	△ 5 1, 0 5 1	△ 3 9, 8 4 4	④－⑤
⑦ 全体収支		1 0, 8 8 4	2 8, 9 8 3	③＋⑥

【施業面積・延長及び材積】

木材生産については、利用間伐及び作業道は計画を上回りましたが、主伐及び保育間伐については、全体の収益を勘案し、事業量を調整したため、計画を下回りました。

事業全体では面積は計画を下回りましたが、材積は計画を上回りました。

なお、ご契約者様にお支払いする平均分収金額（1haあたり）は、利用間伐で約73千円、主伐で約426千円となりました。

施業種	区 分	計 画	実 績	平均分収金額 (1haあたり)
利用間伐	面 積	2 5 0 ha	2 5 4 ha	7 3 千円
	材 積	1 8, 7 5 0 m ³	2 8, 1 8 1 m ³	
主 伐	面 積	9 0 ha	5 5 ha	4 2 6 千円
	材 積	2 6, 6 0 0 m ³	2 1, 7 9 8 m ³	
保育間伐	面 積	2 0 0 ha	1 6 5 ha	—
作 業 道	延 長	5 5, 0 0 0 m	5 7, 0 8 0 m	—

【施業実施状況】



3 令和2年度計画

令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により木材価格が不透明な状況ですが、木材生産におけるコスト削減や、木材の有利販売を一層進め、ご契約者様により多くの分収金をお支払いできるよう努めてまいります。

事業の実施に当たっては、ご理解とご協力をお願いいたします。

【施業面積・延長及び材積】

施業種	面積・延長	材積
利用間伐	250ha	18,750m ³
主伐	90ha	26,600m ³
保育間伐	200ha	—
作業道	55,000m	—

4 新たな取組

第2期県営林中期管理経営計画における、課題解決に向けた新しい取組みの事例を紹介します。

(1) ドローンを活用した森林調査が行われました。

県営林の主伐の収穫調査において、ドローンによる空中写真の解析データを活用した本数調査が試行的に始まりました。

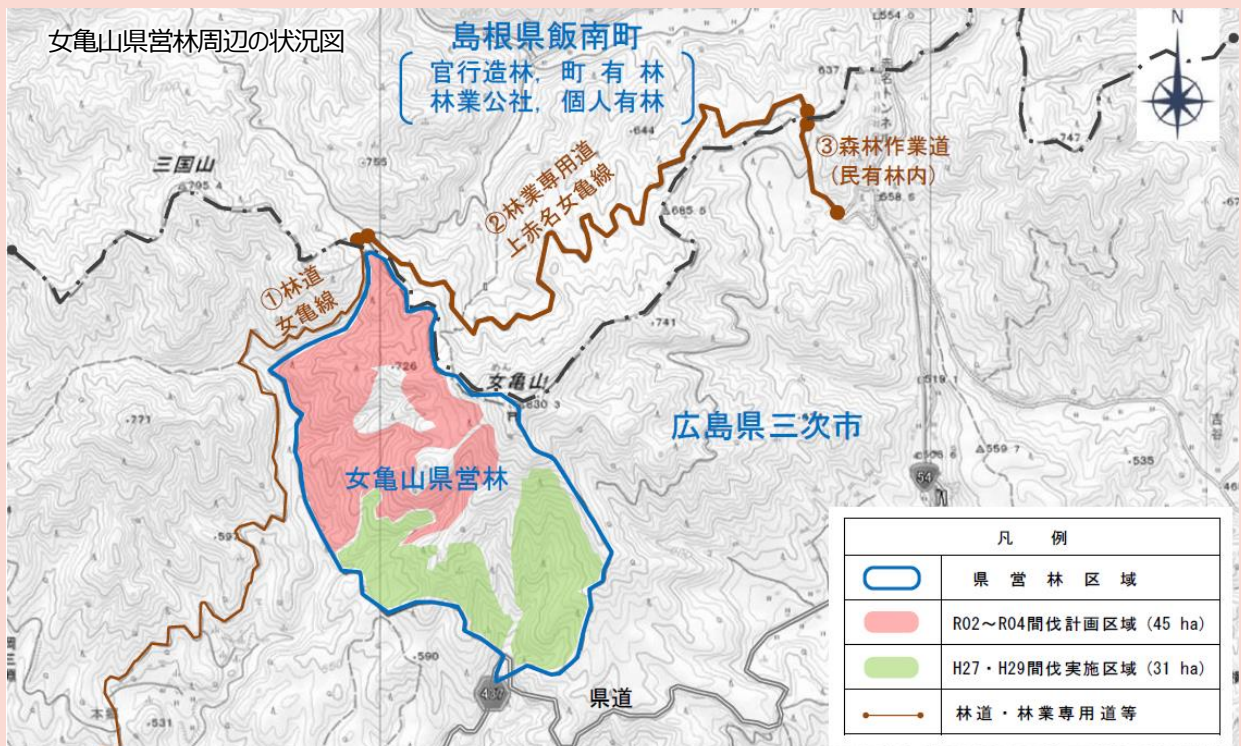
今後は、空中写真の撮影技術や調査精度の向上等の課題に取り組み、先進的な技術を活用し、効率的かつ精度の高い森林調査を実施していきたいと考えています。



(2) 県域を越えた関係者との調整により木材生産が行われました。

三次市作木町の島根県境にある女亀山県営林については、アクセス道の幅員が狭く、効率的な木材生産が出来ない課題がありました。

しかし、令和元年度に県境を越えた島根県側に林業専用道上赤名女亀線(③)が開設されたため、島根県側の林業専用道関係者と路網の利用について協議し、利用間伐を実施することが出来ました。



地理院タイル(標準地図)を加工して作成

5 お願

県では、利用間伐及び主伐による施業を実施する際、事前にご契約者様に施業プラン書をお示しし、施業内容についてご理解いただけるようご説明しております。

施業プランのご説明の際、旧（一財）広島県農林振興センター分収造林の時分からお願いしておりました分収割合の変更（県：ご契約者様 6：4→7：3）につきましても、引き続きご同意をお願いしております。

現在、県営林全体における分収割合変更の同意割合は約7割となっており、公平性の観点から、ご同意いただいたご契約者様の事業地を優先して施業（利用間伐・主伐）を実施しております。

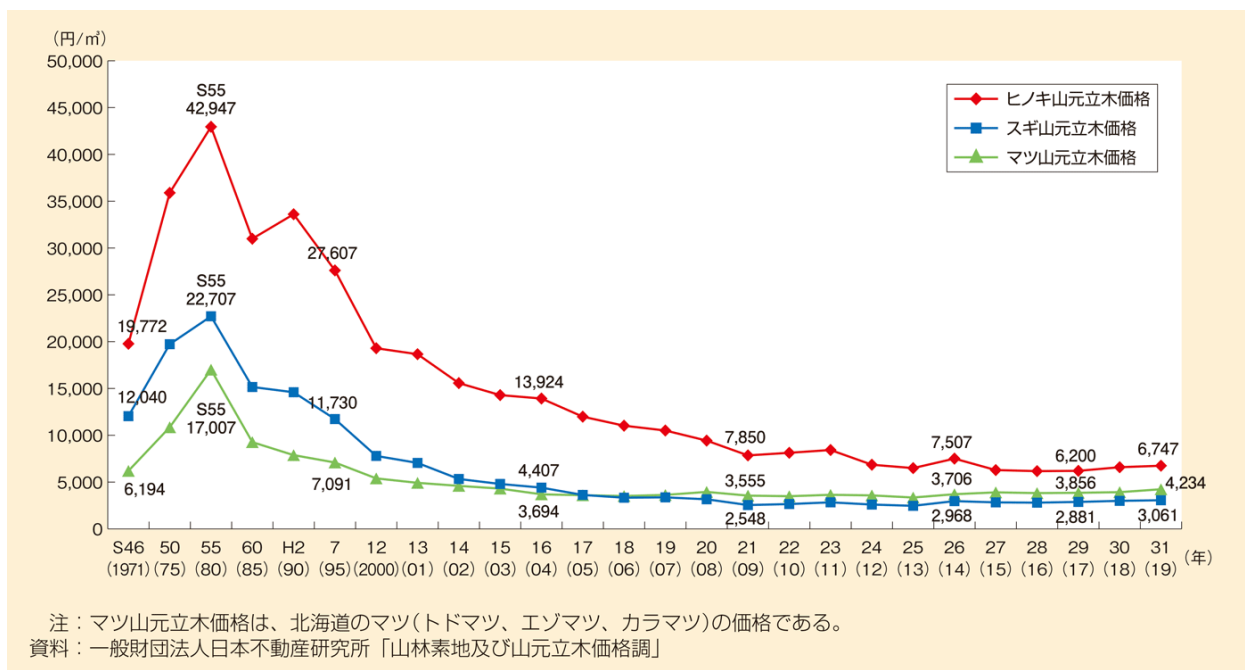
今後、施業を予定している事業地のご契約者様に対し、順次、施業プラン書をお示しするとともに、分収割合変更のお願いをさせていただきます。

また、既存県営林（地上権設定契約）につきましても、県営林事業全体として、同様の事業スキームや収支構造により管理経営していることから、分収割合変更のお願いをさせていただきます。

現在、分収割合の変更に不同意のご契約者様又は県からの提案をまだ受けていないご契約者様におかれましては、誠に恐縮ですが、木材価格の下落（下表参照）など林業を取り巻く現状にご理解をいただき、分収割合変更へのご同意をご検討くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、皆様のご理解を得ながら県営林の管理・経営を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移】 ※令和元年度森林・林業白書より



【ご契約者様へのお願い】

次のような場合は、県にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 相続や売買などにより、契約名義が変更となる場合
- 代表者が変更となる場合（企業や団体が契約している場合）
- 住所や電話番号が変更となった場合
- 分収割合の変更に同意いただける場合

【お問い合わせ・ご連絡先】

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局森林保全課

県営林グループ・県営林経営改革担当

電話番号：082-513-3694

F A X：082-223-3583

